

## 令和4年理事会議事録

- 1 日 時 令和4年2月15日（火）午後1時25分～午後2時55分
- 2 場 所 和歌山市吹上二丁目1番22号 日赤会館3階会議室
- 3 出席者 中芝理事長（岩出市長）  
岡野常務理事（学識経験者）  
平野理事（高野町長）  
中西理事（和歌山県歯科医師国民健康保険組合理事長）  
坂本理事（和歌山県国民健康保険団体連合会事務局長）

### [書面出席]

- |        |           |
|--------|-----------|
| 下副理事長  | （和歌山県副知事） |
| 尾花副理事長 | （和歌山市長）   |
| 三軒副理事長 | （太地町長）    |
| 平木理事   | （橋本市長）    |
| 望月理事   | （有田市長）    |
| 真砂理事   | （田辺市長）    |
| 中山理事   | （有田川町長）   |
| 小谷理事   | （みなべ町長）   |
| 井濶理事   | （白浜町長）    |
- 4 事務局 事務局次長・参事・電算介護課長・審査第1課長・審査第2課長・  
総務課長補佐・総務課 庶務係長

## 司 会

定刻より少し早いですが皆さまお集まりになられたので、只今から理事会を開催いたします。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが5名、所用の為、書面により審議に加わっていただいております理事さんが9名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

## 理 事 長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本格的な少子高齢化が進む中で、国保制度を取り巻く環境は更に厳しさを増しております。

国においては、すべての世代が安心感と納得感の得られる全世代型社会保障制度の確立を目指し、様々な改革が進められています。

一方、国保連合会においては、厚生労働省・支払基金・国保中央会の三者で、昨年3月に公表した「審査支払機能に関する改革工程表」に沿った改革を実行していくため、審査結果の不合理的な差異の解消や、審査基準等の全国統一化に向けた取り組みを進めています。

本会といたしましては、これら国保連合会を取り巻く情勢の変化を十分に認識し、保険者の共同体としての責務を念頭に、保険者支援の充実・強化に努めて参る所存でございますので、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、規程の一部改正や令和4年度の事業計画、予算等、総会に附議する議案、また、理事会推せんの役員候補者等についてでございます。

なお、本日の理事会に先立ちまして、この7日に理事保険者課長会議を開催し、課長さん方に内容を説明させていただいております。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶いたします。

## 司 会

それでは、議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長にお願いいたします。

## 議 長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力の程をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、平野理事さんと中西理事さんのお二人をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。報告事項 報告第1号「理事長専決処分について」事務局から説明いたします。

## 事 務 局

報告事項に入ります前に、去る2月7日に開催した理事保険者課長会議において

2点、質問がありましたので、先に、その回答内容について報告させていただきます。

まず1点目ですが、附議事項をご覧ください。

議案第6号の6、一般会計減価償却引当資産の処分で、「処分限度額と一般会計における歳入の繰入額に1千円相違があるのはなぜか」との質問がありました。もともと処分限度額を、必要な経費を円単位で積み上げた887万2千円としていましたが、歳入を千円単位に整理した歳出の積み上げである887万3千円としていましたので、ご指摘のとおり当議案における処分限度額を887万3千円に改めることを説明いたしました。

もう1点については、診療報酬審査支払勘定の抗体検査等費用に関する支払勘定において、「新型コロナウイルスワクチン接種費用が、前年度の予算額と比べて1億9,695万円余り少なくなっているのはなぜか」とのご質問でしたが、昨年度は1人につき2回分の接種費用を計上していましたが、4年度は3回目接種となる1回分のみの費用ということで、回数の違いによる予算減であることを説明いたしました。

理事保険者課長会議の報告は、以上でございます。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

なお、参考までに、お手元に附議事項を要約した説明要旨をお配りしておりますが、附議事項本体で説明させていただきます。

## 報告第1号 理事長専決処分について

急を要しましたので、以下の4点について、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により専決処分をいたしましたので、報告いたします。

### 1 令和3年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

新型コロナウイルスの感染拡大が予想以上に長引き、令和3年7月の補正予算額を更に上回る見込みとなったため、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、総額を38億9,279万円といたしました。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の、公費負担医療の受入金と支出金をそれぞれ2億円増額いたしました。

### 2 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

国保と同様、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千万円を追加し、総額を12億7,976万4千円といたしました。

た。

後期高齢者に係る公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の、公費負担医療の受入金と支出金をそれぞれ7千万円増額いたしました。

### 3 令和3年度一般会計補正予算について

県から新型コロナウイルスの感染防止対策支援事業に係る業務を受託することによるもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,978万5千円を追加し、総額を3億2,785万円といたしました。

歳入の款8県支出金で4,978万5千円を増額し、歳出の款3事業費で、人件費や委託料、また事業所への支援金等に充てるための費用として同額を補正いたしました。

### 4 令和3年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に係る支払事務受託に伴う増額補正で、業務勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万6千円を追加し、総額を7億741万2千円といたしました。

歳入の款2国庫支出金で94万6千円を増額し、歳出の款1総務費、目5新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、システム改修費として同額を補正いたしました。以上です。

議 長

只今、報告第1号について説明をいたしました。何かご質問等ございませんか。

一 同

(質問等なし)

議 長

ないようでございますので、次に議決事項に入ります。

議案第1号から議案第4号までは、規程の一部改正等でございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

(異議なし)

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

## 事務局

### 議案第1号 押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程の制定について

押印の見直しに伴い、第1条から第6条までの関係規程について、㊦の表記を削除するなど所要の見直しを行い、押印の省略が可能となるよう改めます。

### 議案第2号 職員服務規程の一部を改正する規程について

新旧対照表をお願いいたします。

人事委員会規則の改正にならった一部改正で、第37条、第1項、第5号の2に不妊治療による通院等のための特別休暇を新設いたします。またこれに併せて同条第2項に不妊治療のための休暇をはじめ、1時間単位で取得可能な休暇については、残日数の全てを使用しようとする場合において、1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができることといたします。

なお、以降については、押印の見直しに伴う職員服務規程中の様式の見直しとなります。

### 議案第3号 処務規程の一部を改正する規程について

新旧対照表をお願いいたします。

こちらも押印の見直しに関連するもので、軽易な文書については公印及び契印を省略できるとするこれまでの規定を削除し、性質又は内容により押印を要する文書には公印を押印するよう改めることといたします。

### 議案第4号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規程の一部を改正する規程について

新旧対照表をお願いいたします。

いずれも様式の変更となりますが、国保保険者等から委任を受けた国保連合会と損害保険会社等との間で締結していた「覚書」がこのたび見直され、損保会社が作成を支援する傷病届等の内容の一部が変更されたことに伴う改正となります。

附議事項が少し見づらいので、新様式を別にお配りしていますが、傷病届については、様式の一番下に「傷病届作成日」と「作成支援の有無」の記入欄を追加することで、損保会社等の支援状況が明らかになるとともに、担当者の意識付けにもつながり、ひいては覚書の有効性を高めることが期待されます。

また、以降については、押印見直しに伴う様式の変更となります。以上です。

## 議長

議案第1号から議案第4号について説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同  
(質問等なし)

議 長

ないようでございますので、議案第1号から議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同  
(異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第1号から議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号「令和4年第1回通常総会の招集について」を議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第5号 令和4年第1回通常総会の招集について

来る2月28日(月)午後1時30分から、日赤会館3階会議室で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

議案第5号について、ご異議ございませんか。

一 同  
(異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、令和4年第1回通常総会については、原案のとおり招集いたします。

次に、議案第6号「令和4年第1回通常総会に附議する議案について」事務局から説明いたします。

なお、議案第6号は29議案ございますので、まず1から3までを説明し、そこで一旦ご意見、ご質問等を伺い、引き続き4から29までを説明した上で、一括して議案第6号について皆様にお諮りいたしたいと思っております。それでは、事務局、説明をお願いします。

## 事務局

### 議案第6号 令和4年第1回通常総会に附議する議案について

これより説明する計29議案を予定しております。

#### 1 令和3年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

後程、事業計画や負担金及び手数料の部分でもご説明させていただきますが、国保総合システムの令和6年度及び8年度の更改におけるクラウド化や支払基金との共同開発に係る費用においてICT等積立資産を造成する必要が生じたため、令和4年度の手数料の引上げをさせていただきます。令和3年度においても、剰余が見込まれる分については、先んじて補正によりICT等積立資産を積み増しいたします。

業務勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,494万1千円を増額し、総額を7億3,235万3千円といたします。

歳入の款1手数料、目1診療報酬審査支払手数料を1,452万円余り、目13感染症審査支払手数料を250万円、目24共同処理手数料を792万円それぞれ増額します。

歳出ですが、款1総務費、項1審査支払管理費で新型コロナウイルスワクチン接種事業費での人件費やプログラム改修分など合計で545万円余りと、項2共同処理管理費で同じく人件費分など960万円余りをそれぞれ減額し、款5積立金でICT等積立資産として7千万円増額、8,500万円まで積み増すことといたします。

#### 2 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

業務勘定ですが、先ほどの診療報酬の業務勘定と同様に、レセプト点検専門員1名の退職に伴う補充をしなかったこと、同じく1名の育児休業取得などにより生じた剰余分を、ICT等積立資産に充てるための補正となります。

歳出の款1総務費で人件費分など900万円を、款8予備費で1千万円をそれぞれ減額し、款5積立金でICT等積立資産として1,900万円を増額いたします。

#### 3 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

電子証明書の発行対象となる事業所数が当初の見込みを上回ることによる増額補正で、業務勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万円を追加し、総額を6,823万4千円といたします。

電子証明書発行手数料の受入金と支出金で、それぞれ195万円を増額いたします。以上です。

議 長

只今、議案第6号の1から3までを説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

(質問等なし)

議 長

それでは、議案第6号の4から29までを事務局から説明いたします。

事務局

#### 4 令和4年度事業計画について

1 最近の情勢ですが、連合会を取り巻く情勢について、5点挙げております。

一つ目の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応では、厚生労働省からの協力依頼に基づき、本会においても新型コロナワクチン接種費用の請求支払事務を令和3年4月から担うなど、市町村等の事務負担の軽減に努めました。

依然として収束が見通せない状況の中、新たな変異株の出現もあり、急遽3回目の追加接種を前倒しで実施することとなりましたが、こちらについてもシステム改修など必要な対応を行い、現在まで適正に処理を行っています。

二つ目の保健事業の推進では、国において予防・健康づくり対策の強化が進められている中、国保連合会では令和6年度までに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を全ての市町村で実施できるよう、高齢者セミナーやKDBシステムの円滑な活用に向けた保険者支援に積極的に取り組んでいます。

一方で、令和3年10月に開催された日本健康会議において、「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」が採択されました。これを受け、医療保険者では保険者協議会の体制強化やデジタル技術の活用等による予防・健康づくりに取り組むこととなりますが、国保連合会に対しても、積極的な支援が求められています。

三つ目の審査支払業務改革に関する取り組みでは、現在国保中央会と国保連合会では「改革工程表」に沿って、審査結果の不合理な差異の解消に向け、審査基準やコンピュータチェックの全国統一化を進めています。

また「審査支払システムの整合的かつ効率的な在り方の実現」に向けては、令和6年度に国保総合システムのクラウド化とともに、支払基金新システムの「受付領域」の仕組みを導入すること、更に8年度には「審査支払領域」の共同利用を目指すこととしています。

少し補足させていただきますと、国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動については、昨年7月の理事会で岡野常務の方から報告させ

ていただきましたが、先般、令和4年度に必要な額として厚生労働省において要求額とおりの54.37億円が措置されたところです。

システムの初期費用に対する不足額については、令和5年度においても、1月時点で、約100億円が見込まれており、国庫による確実な財政支援が必要不可欠なことから、4日から先日にかけて地方6団体に対し、国庫補助獲得運動について協力依頼を行ったところでございます。

四つ目の介護保険におけるケアプランデータ連携システムの構築では、居宅介護支援事業所と個別の介護事業所間でのケアプランの電子化を図るため、令和5年4月の本稼働に向け、現在国保中央会で開発が進められています。

稼働後は、返戻・過誤調整の減少による審査支払事務の円滑化が図られるとともに、将来的には介護分野でのデータヘルス事業推進に向けた取組を強化することとしています。

五つ目のオンライン資格確認等システムの活用では、当システムの本格運用により、医療機関や薬局での資格確認はもとより、被保険者本人が自らの特定健診結果等を閲覧したり、医療機関や薬局で薬剤情報等を照会することも可能となりました。

今後国においては、オンライン資格確認やマイナンバー制度等の既存インフラを活用したさまざまな取り組みを検討しており、令和4年度には閲覧できる情報を手術や透析まで拡大することや電子処方箋の仕組みを構築する予定としています。

こういった情勢等も踏まえ、2基本方針ですが、令和4年度は以下の基本方針に基づき、事業運営に努めてまいります。

(1) 保険者支援事業等ですが、一つ目の保険者の国保事業への支援では、保険者の円滑な事業運営に寄与するため、各種協議会の運営、広報事業の推進、保険者における各種事業の諸問題の検討、国保制度の改善強化等に取り組みます。

二つ目の保険者の保健事業への支援ですが、国保データベース(KDB)システムの活用促進等では、3年度に引き続き実機を用いた研修会を開催いたします。

医療費等データ分析事業の強化では、より保険者ニーズに沿った分析資料の作成に努めるとともに、データの分析・評価に精通する本会職員の育成・スキルアップにも取り組みます。

国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進では、学識経験者等で構成する保健事業支援・評価委員会による支援に引き続き取り組みます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組では、高齢者の保健事業セミナーを開催し、市町村での早期の事業開始と効果的な事業推進のための支援を行います。

(2) 国保診療報酬等に関する事業ですが、一つ目の診療報酬等審査支払業務の実施では、医療機関等からの診療報酬等の請求に対して、適正かつ公平な審査と迅

速な支払を行います。

二つ目の診療報酬改定への対応では、各関係機関と連携を図り、適正に対応いたします。

三つ目の審査業務充実・高度化への適切な対応では、審査支援システム等の有効活用や研修等を通じて職員の審査知識の向上に積極的に取り組み、専門的かつ効果的な審査事務共助を行います。

次の審査支払業務改革への対応については、最近の情勢で申し上げたとおりでございます。

四つ目の保険者事務共同処理の実施では、保険者における事務の効率化や負担の軽減を図るため、保険者に共通する事務について一元的に処理を行います。

また、保険者と国保連合会を結ぶ保険者ネットワークの機器更改については、保険者業務に支障を来さないよう、迅速かつ確実に実施してまいります。

五つ目のレセプト点検研修の実施では、本会が行う点検内容等について、保険者との情報共有を図ります。

六つ目の療養費適正化の支援では、「柔整算定状況一覧」など、患者調査や適正受診の指導に用いる資料を配付するとともに、レセプト点検研修会において活用方法についての説明を行います。

七つ目のオンライン資格確認等に係る対応では、オンライン資格確認等システムの安定運用を図るため、レセプト情報など必要な情報の連携を行います。

(3) 後期高齢者医療診療報酬等に関する事業については、国保と同様のため、説明は省略させていただきます。

(4) 特定健康診査等事業では、健診機関からの請求に対し適正な支払に努めるとともに、データ管理や共通する事務について一元的に処理を行います。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業では、自動車事故など、第三者の不法行為により生じた保険給付について、保険者が立て替えた医療費等を加害者に対し、損害賠償請求を行います。

更なる取組強化に向けては、求償版3%推進運動を設定し、①未着手の求償案件を1%以上減らすこと、②職員のスキルアップを図りつつ過失交渉により1%以上の効果を上げること、③第三者行為を減らすために手数料収入額の1%以上を広報などの事業にあてることを目標に掲げ、保険者と連携を図りながら未処理案件把握のためのシステム改修や交通事故防止のための広報事業などの取り組みを推進します。

(6) 介護保険事業では、引き続き介護給付費等の審査支払及び共同処理業務を適正に行うとともに、介護給付適正化事業についても効果的に推進してまいります。

また、ケアプランデータ連携システムの運用開始に向けた対応では、令和5年4月の本稼働に向け、国保中央会と連携を密にして必要な対応を行います。

(7) 障害者総合支援事業においても、審査支払及び共同処理業務を適正に実施いたします。

(8) その他事業運営の一つ目の保険者支援のためのシステムの安定運用等については、記載の基幹系システムの安定運用に引き続き努めます。

また二つ目の経費削減と健全な財政運営の推進では、国保被保険者数の減少等により手数料収入の確保が困難を増す一方で、今後も国保総合システムの開発・改修等に伴うかかり増し費用が発生することが予想されることから、引き続き経費の削減等に取り組むとともに、中期的な視点に立ち計画的かつ適正な財政運営を推進します。

3 事業内容については、基本方針に基づき記載の事業を実施してまいりますが、個々の内容の説明は割愛させていただき、新たな取り組みや主な点のみ申し上げます。

(1) 保険者支援事業等のエの協議会に関することでは、毎年、国保中央会主催により東京都で開催されておりました「全国国保主管課長研究協議会」及び「健康なまちづくりシンポジウム」ですが、両事業と同様の効果が期待できる研修会等が他にあるという理由から、4年度以降、正式に事業の廃止が決定されましたので、事業計画からも除いています。

クの保健事業に関することですが、先ほど基本方針で申し上げた取り組みを中心に、記載の事業を実施してまいります。

(2) 国保診療報酬等に関する事業の①国保診療報酬等審査支払業務では、適正かつ公平な審査を行うため、(ア) 審査委員会を毎月開催するとともに、(イ) 審査の充実・高度化に向けた取り組みを進めてまいります。

②共同処理業務のア保険者事務共同処理に関することですが、カ保険者ネットワーク機器更改に関することでは、機器更改にあたり記載の業務を行います。なお、同じネットワークを使用する後期高齢・介護・障害においても、同様に取り組んでまいります。

⑤抗体検査等費用に関する業務では、国の方針に基づきア風しん抗体検査等費用支払業務を引き続き実施するとともに、イ新型コロナウイルスワクチン接種費用支払業務については3回目接種に対応してまいります。

(3) 後期高齢者医療診療報酬に関する事業については、国保と同様でございます。

(4) 特定健康診査等事業については、これまでと変更ございません。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、先ほど申し上げましたとおり求償版3%推進運動を新たに掲げ、イ研修会・広報に関することの(エ) 第三者行為による事故の届出促進等に関する支援では、関係機関との連携を視野に、

届出の必要性等をより広く周知するための取り組みを推進するとともに、(オ)では交通安全協会と連携させていただき、同協会が年4回発行する機関紙へ交通事故を未然に防ぐための記事を掲載いたします。

(6) 介護保険事業及び(7) 障害者総合支援事業については、先ほど申し上げた保険者ネットワーク機器更改に関する事以外は、これまでと特に変更はございません。

事業内容については、以上でございます。

## 5 令和4年度負担金及び手数料について

保険者の皆様には令和3年10月21日付けで事務局案をお示しさせていただいております。

補正のところでご説明させていただきましたが、令和4年度では、2の(1) 国保診療報酬審査支払手数料を明細書1件当たり1円99銭引き上げ58円に、これに伴いその下の療養費に係るもので審査のみの場合を同じく1円引き上げ29円に、3の(1) 国保共同処理手数料のア共同処理基本業務を同じく2円5銭引き上げ32円60銭にいたします。国保情報集約システム手数料ですが、4年度の手数料単価の対象となる3年4月末の被保険者数が前年より減少したことにより、1人当たり1年につき4円20銭引き上げ276円といたします。

私からの説明は以上です。この後は、事務局次長より説明いたします。

## 事務局

私からは、「6 一般会計減価償却引当資産の処分について」から「29 役員改選について」までご説明をさせていただきます。

## 6 一般会計減価償却引当資産の処分について

冒頭にご報告させていただきましたとおり、理事長・副理事長・常務理事会議開催時から処分限度額を変更させていただいております。会計システム機器更改に充てるため、積立金額4億4,914万2,058円のうち、887万3千円を限度として処分し、令和4年度の一般会計へ繰り入れいたします。

## 7 令和4年度一般会計予算について

歳入歳出予算の総額を1億8,330万円といたします。事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1負担金は7,997万2千円で、前年度と比較して118万円余りの減となります。会員負担金は被保険者数を23万3千人と見込み、7,529万円余りとしました。

款2 国庫支出金は、合計で931万円余りを見込みます。

款5 繰入金は7,517万円で、項1 特別会計繰入金は一般会計で管理する人件費や会館の維持管理費、また退職給付引当資産に充てるため、各特別会計から応分の繰入を行います。

項2 積立金繰入金、目2 減価償却引当資産繰入金では887万円余りを繰り入れていたします。

款7 諸収入は1,783万1千円で、目3 県委託事業受入金としてデータ抽出委託料など、1,038万円余りを計上いたします。

歳出ですが、款2 総務費は8,596万3千円で、目2 一般管理費の職員等の人件費や、目4 財産管理費の会館維持管理の経費などが主なものとなります。

款3 事業費は4,100万5千円で、目6 保健事業費では、保健師の人件費をはじめ、在宅保健師の会の活動経費や国保データベースシステムの運用経費などを計上しています。

款4 積立金では、目1 退職給付引当資産で2,172万7千円を、目2 減価償却引当資産で709万9千円を積み立てていたします。

款6 諸支出金は1,868万8千円で、目1 中央会負担金では一般会費や保健事業等保険者支援負担金など1,070万円余りを、目5 県委託事業支出金でデータ抽出業務の委託料として756万円余りを計上いたします。

一般会計予算については、以上です。

## 8 診療報酬審査支払特別会計財政調整基金積立資産の処分について

連合会が積立資産として認められるもののうち、手数料の10%が上限となる財政調整基金積立資産と、同じく30%が上限となるICT等積立資産については、年度末の決算見込みを基に、それぞれの上限内に積み立てをし直す洗い替えという行為が必要となります。そのための取り崩しで、財政調整基金積立資産では積立金額の全額5千万円を処分し、令和4年度業務勘定へ繰入いたします。

## 9 診療報酬審査支払特別会計減価償却引当資産の処分について

国保総合システムや保険者ネットワーク機器の更改等に充てるため、積立金額5億7,062万876円のうち、1億146万1千円を限度として処分し、令和4年度業務勘定へ繰入いたします。

## 10 診療報酬審査支払特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しで、積立金額の全額8,500万円を処分し、令和4年度業務勘定へ繰入いたします。

## 1 1 令和4年度診療報酬審査支払特別会計予算について

歳入歳出予算の第1条ですが、この会計には審査支払事業の経費を賄う業務勘定のほかに、記載の4つの支払勘定があります。

業務勘定の予算総額は8億5,507万1千円で、国保総合システムの更改等の影響もあり、前年度と比較して1億8,717万円余り(28.0%)の増となります。

診療報酬支払勘定は834億1,800万1千円で、1億1,400万円(0.1%)の増、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定も39億2,062万4千円で、2億5,020万1千円(6.8%)の増を見込みます。

また、出産育児一時金等に関する支払勘定は3億4,805万2千円で、3千万円(7.9%)の減、抗体検査等費用に関する支払勘定も1億3,974万4千円で、2億1,303万円余りの減といたします。

詳細につきましては、業務勘定のみ事項別明細書で説明させていただき、保険者等から資金を受け入れて医療機関等に支払います支払勘定の説明は省略させていただきます。他の特別会計も同様とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、業務勘定の事項別明細書をよろしくお願いいたします。

歳入の款1手数料は5億6,692万3千円で、国保診療報酬審査支払や共同処理など計24種類の手数料と出産育児一時金などの支払事務費があり、前年度と比較して1,282万円の増となっております。

目1国保診療報酬審査支払手数料は2億3,596万円余りで、前年度と比較して1,653万円余りの増となっています。

目24共同処理手数料は2億6,643万円余りで、2,330万円余りの増を見込みます。

項2事務費は1,282万円余りで、目3新型コロナウイルスワクチン接種事務費で、取扱件数が少なくなるなどを見込み、2,844万円の減としています。

款4繰入金、項2積立金繰入金、目1財政調整基金積立資産繰入金5千万円と、目3ICT等積立資産繰入金8,500万円は、洗い替えのための資産取り崩し分を繰り入れするものです。目2減価償却引当資産繰入金は、国保総合システム更改等に充てるため、1億146万円余りを繰り入れます。

歳出の款1総務費は、審査支払業務や共同処理業務に要する経費で、4億2,849万3千円となり、674万円余りの減となっています。

項1審査支払管理費、目1一般管理費は2億829万円余りで、職員、レセプト点検専門員の人件費や電算処理の委託料等が主なものとなります。

目5新型コロナウイルスワクチン接種事業費は1,183万円余りで、2,626万円余りの減を見込んでいます。

項2共同処理管理費は2億75万円で、職員、レセプト点検専門員の人件費やシステムの運用管理費等の経費が主なものとなります。

款2審査委員会費は2,759万円余りで、審査委員会の開催経費や委員の報酬等、後期の業務勘定との間で応分の負担をしています。

款4国保中央会システム負担金は1億1,227万7千円で、国保総合システムの更改に伴い、前年度と比較して9,202万円余りの負担増となっています。

款5積立金、目1財政調整基金積立資産は洗い替えとして5千万円を、目2減価償却引当資産では2,956万円余りを積み立てます。また、目4ICT等積立資産についても洗い替えとなりますが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、国保総合システムのクラウド化や支払基金システムとの受付・審査支払領域の共同利用の開発等に備えるため、4年度で1億4,200万円まで積み増すことといたします。

款7諸支出金は5,658万1千円となり、目3他会計繰出金で、本勘定での負担分として2,058万円余りを一般会計へ繰り出します。

なお、ただ今の説明の中でありました財政調整基金積立資産やICT等積立資産における洗い替えは他の業務勘定でも行いますが、同様の処理となりますので、説明の方は省略させていただきます。

以上で、業務勘定の説明を終わります。

## 12 後期高齢者医療事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

### 14 後期高齢者医療事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

ともに洗い替えを行うための取り崩しでございます。

### 13 後期高齢者医療事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について

国保と同様に国保総合システムの更改等に充てるため、積立金額2億2,931万2,887円のうち、1,670万3千円を限度として処分し、令和4年度の業務勘定へ繰入いたします。

### 15 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について

歳入歳出予算の第1条ですが、この会計には審査支払事業の経費を賄う業務勘定と、診療報酬及び公費の2つの支払勘定があります。

予算の総額は、業務勘定は7億3,422万7千円で、前年度と比較して4,694万円余り(6.8%)の増となっています。診療報酬支払勘定は1,576億9,200万2千円で、前年度と同額を、また公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は12億8,644万4千円で、9,168万円(7.7%)の増を

見込んでいます。

後期高齢者業務勘定について、事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料は5億9,694万4千円で、後期高齢者の審査支払手数料をはじめ、公費の手数料や代行処理手数料の計19種類となります。目1後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料は3億2,688万円余りで、後期についても明細書1件当たり1円の手数料引き上げをお願いしており、前年度と比較して308万円余りの増としています。

目19代行処理手数料は、2億4,658万円余りを見込んでいます。

款5繰入金、項2積立金繰入金、目2減価償却引当資産繰入金は、国保総合システムの更改等に充てるため、1,670万円余りを繰り入れます。

歳出の款1総務費は4億8,989万円余りで、審査支払及び代行業務に要する経費を計上しています。

項1審査支払管理費、目1一般管理費は3億1,430万円余りで、職員、レセプト点検専門員の人件費や電算処理業務等の委託料が主なものとなります。

項2代行処理管理費の1億7,550万円余りについても、同様に人件費と委託料が主なものとなります。

款2審査委員会費は3,434万円余りとなっています。

款4国保中央会システム負担金は2,994万円余りで、前年度と比較して984万円余りの増となっています。

款5積立金は、記載のと通りの積み立てを行いますが、目4ICT等積立資産については、国保と同様、洗い替えの際に7千万円まで積み増すことといたします。

款7諸支出金では、2,447万円余りを一般会計へ繰り出します。

後期高齢者業務勘定の説明は以上です。

#### 16 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産の処分について

#### 17 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

いずれも洗い替えのための取り崩しとなります。

#### 18 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について

この会計には、業務勘定のほか、国保と後期高齢者の健診等に係る2つの支払勘定があります。

予算の総額は、業務勘定は5,068万4千円で、前年度と比較して413万円余り(約8.9%)の増となっています。特定健康診査・特定保健指導等支払勘定は6億2,500万2千円、後期高齢者健康診査支払勘定は3億7,200万2千円

で、どちらも前年度と同額といたしました。

特定健康診査等業務勘定について、事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料、目1特定健診・保健指導等手数料は1,621万円余り、また目2後期高齢者健康診査手数料は1,631万円余りで、それぞれ前年度と同額を見込んでいます。

歳出の款1総務費は2,239万円余りで、人件費のほか、システムの運用管理費やハード等の保守などに係る委託料が主なものです。

款2積立金ですが、目2減価償却引当資産として、612万円余りを積み立てます。

款4負担金は、特定健診等データ管理システム負担金として、国保中央会へ約447万円を支出いたします。

款5諸支出金では、一般会計へ約270万円を繰り出したいたします。

特定健診等業務勘定については、以上となります。

#### 19 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を3億8,427万2千円といたします。

歳入の款1損害賠償金受入金は3億5千万円で、昨年度と同額を見込みます。歳出の款2損害賠償金支出金で同額を計上いたします。

款2手数料は、2,998万9千円を見込みます。

款3国庫支出金は、求償専門員の人件費等に係る補助として380万円を見込みます。

歳出の款1総務費は3,269万円で、職員2名、求償専門員3名の人件費とシステムの運用管理などの委託料が主なものとなりますが、先ほど事業計画で申し上げた取組強化に伴うシステム改修や啓発事業の拡充により、305万円余りの増となっています。

#### 20 介護保険事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

#### 22 介護保険事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

#### 21 介護保険事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について

保険者ネットワークの機器更改費用に充てるため、積立金額2,695万1,034円のうち、457万2千円を限度として処分し、令和4年度業務勘定へ繰入いたします。

## 2 3 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計予算について

この会計には業務勘定のほか、介護給付費等支払勘定、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定があります。

予算の総額ですが、業務勘定は3億618万8千円で、前年度と比較して937万円余り（3.2%）の増となっています。介護給付費等支払勘定は1,061億1,746万9千円で、件数の増を見込み12億1,021万円余り（1.2%）の増、また公費負担医療等に関する報酬等支払勘定は10億5,806万6千円で、前年度と同額といたします。

介護保険業務勘定について、事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料は1億3,220万2千円で、15種類の審査支払手数料のほか、共同処理手数料と特別徴収経由機関業務手数料があります。

款4負担金は918万円で、前年度と同額といたします。

款5主治医意見書料等受入金は1億2,199万円余りで、歳出で同額を医療機関等に支払います。

款8繰入金、項2積立金繰入金、目2減価償却引当資産繰入金の457万円余りは、保険者ネットワーク機器更改のための取崩収入となります。

歳出の款1総務費は9,989万円余りで、人件費と審査支払システムに係る運用経費等が主なものとなっております。

款4国保中央会負担金は3,409万円余りで、介護保険審査支払等システム等に係る国保中央会への負担金です。

款7積立金ですが、目2減価償却引当資産として935万円余りを積み立てます。

款9諸支出金では、一般会計へ1,364万円余りを繰り出します。

介護保険業務勘定については、以上です。

## 2 4 障害者総合支援法関係業務等特別会計財政調整基金積立資産の処分について

### 2 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

### 2 5 障害者総合支援法関係業務等特別会計減価償却引当資産の処分について

保険者ネットワークの機器更改費用に充てるため、積立金額763万4,606円のうち、304万8千円を限度として処分し、令和4年度業務勘定へ繰入いたします。

## 2 7 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について

この会計には業務勘定のほか、障害介護給付費と障害児給付費の2つの支払勘定

があります。

歳入歳出予算の総額ですが、障害者総合支援業務勘定は6,886万3千円で、前年度と比較して820万1千円(13.5%)の増となります。障害介護給付費支払勘定は263億3,891万円で、介護と同様に件数の増を見込み、6億9,880万円余り(2.7%)の増、また障害児給付費支払勘定についても57億7,782万4千円で、4億542万円(7.5%)の増を見込みます。

障害者総合支援業務勘定の事項別明細書をお願いいたします。

款1手数料、項1障害介護給付費等審査支払手数料の5,063万円余りは、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払手数料と共同処理事務手数料分で、前年度と比較して513万円余りの増を見込みます。

款5繰入金、項2積立金繰入金、目2減価償却引当資産繰入金の304万円余りは、保険者ネットワーク機器更改のための取崩収入となります。

歳出ですが、款1総務費は3,590万円余りで、人件費とシステムに係る委託料が主なものとなります。

款2国保中央会負担金は、中央会の共同受付システム等負担金などで、1,424万円余りを支出いたします。

款4積立金ですが、目2減価償却引当資産として281万円余りを積み立てます。

款6諸支出金では、一般会計へ489万円余りを繰り出します。

障害者総合支援業務勘定は、以上となります。

## 28 令和4年度一般会計及び特別会計一時借入金について

総額を前年度と同額の41億8,800万円とし、借入限度額、借入方法、借入利率及び償還方法についても変更ないことで、借入先である指定金融機関の紀陽銀行と調整済みとなっています。

## 29 役員改選について

現役員の任期が令和4年2月28日をもって満了いたしますので、28日の総会で選任していただくこととなります。

その前段階として、内規に基づき県・市長会・町村会・国保組合から役員候補者の推薦をいただいております、それらをまとめたものをお手元にお配りしております。

理事14名中1名分が空欄になっておりますが、市長会さんの方から、中村前紀の川市長の推薦もいただいておりますので、今回は、1名欠員のまま総会にお諮りし、どこかのタイミングで欠員補充をさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**議 長**

只今、議案第6号の4から29までを説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（理事より、現役員と次期役員ではどなたが代わられているのかとの質問があり、事務局より回答した）

**議 長**

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

**一 同**

（質問等なし）

**議 長**

ないようでございますので、議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

**一 同**

（異議なし）

**議 長**

異議なしとのことでございますので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号「理事会推薦の役員候補者について」事務局から説明いたします。

**事 務 局**

（議案第7号 理事会推薦の役員候補者について説明）

**議 長**

次に、議案第8号「事務局長の任免について」事務局から説明いたします。

**事 務 局**

（議案第8号 事務局長の任免について説明）

議 長

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。が、せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

一 同

(特になし)

議 長

それでは、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。

議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

(時：午後2時55分)

以上理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

理 事 高野町長 印

理 事 和歌山県歯科医師  
国民健康保険組合理事長 印